

もそここうした地域には黙っていても従来から人口がどんどん流入をしている、また、将来もまたそういう展望があるわけです。そういう地域にさらに継続して国の財政資金を傾斜的に投入する必要があるのかどうか、私は、ここにおいてもかなり委員の間に意見、異論のあるところでしょうけれども、日本列島というものは総合的に浮揚しなければ、太平洋ベルト地帯だけが日本でもなければ領土でもない。なぜ従来から過疎地域対策として離島振興法があり、今回さらに半島振興法が新しく制定になり、急傾斜地帯あるいは山間僻地法、あるいは産炭地振興法などといういろいろのいわゆる過疎対策、辺地に対する重点的な政治的配慮がなされておるか。それは、要するに黙っておればそういう地域はさらに落ち込んで、おくれで、格差が拡大をするということ等から従来そういう配慮がなされてきたのであるけれども、今回さらにこれを継続、延長しよう、急傾斜的な考え方というものは私はどうも納得いかない。さらに、こういうことをやっていけば、拍車をかけるような、都市型の重点的な政治政策に移行するという懸念をなしとしないのだけれども、一体大臣としては、そういうことについては心配ないと思っておられるのか、懸念はあるけれども、こういう事情のために今回はあえてこういうものを提案せざるを得ないということなのか、そこら辺についてひとつ伺いたいのであります。

○小沢国務大臣 基本的にたゞいまの御議論の中から、例えばもう大都会に金をかけて整備すればするほど、人口も余計集まる結果になるし、むしろ過疎過密、集中を助長するようなことになるのではない、簡単に言えば大都市にはもうむしろ金をかけなくてもいいというような考え方ももちろん極論すればあることは承知いたしております。したがって、私も、さきに申し上げましたように、これから地域の果たす、地方の果たす役割が必然的に大きくなるという中にありまして、例えば予算もその一つであります。地域のいろいろな富を再配分し、さらに地域の活用を図

るということで、そういった傾斜配分の考え方も十分とられておると思ひますし、また、自治省の所管します交付税につきましても、そういういろいろの、離島とか過疎とか辺地、そういうものに對しましても、今まで、従来も十分対策を講じてきたものと思ひますし、今後もしそれをやっていたいかなければならない。その点はおっしゃるとおりでありますし、そう考へております。

ただ、それならばこの大都会、もう環境整備を全然進めなくてもいいのかという、そういうわけにもまいりませんし、また、現実にはこの問題は産業あるいは人口のむしろ適正な配置を図る、そのための都市部におけるいろいろな環境をむしろつくっていくという考え方のもとに立っております。したがって、ただ、今の御議論の意味も含めまして、軽減の形をとってあと五年間ということとなされたものでございまして、基本的には今申し上げましたように、人口、産業の適正な配置、そのための都市部における環境整備という意味合いにおいて御審議をいただくということになったものと考えております。

○松田委員 大臣には釈迦に説法ですけれども、私は、いろいろな所用の關係があつてこの二年余りの間に北海道に、単なる旅行じゃなくて、いろいろ民情視察とか、地方の政治行政といふものがあつて、私は九州であります。しかも私の方は日本一離島の多いところでありまして、その選挙区の面積からいって、それこそ九州全域に匹敵するぐらいの広い選挙区であります。島から島であります。同時に北海道もまた、私は行ってみて、こんな広いところを、だんだん不毛化して、おるが、人口はだんだん流出をしておるが、一体将来の日本列島はどうなるだろうかという危惧の念を抱かざるを得ない。そこにおいて、従来から特別の過疎地域における浮揚政策の一環として、補助率をかなり高額にする助成措置が国においてとられてきたことは当然であります。

そういう私どもの危惧の念からいたしまして、日本列島の変則的な今日のいわゆる人口の流入動向の経緯からすると、私はどうしてもいま一歩突っ込んで、とにかく日本列島、北も南もあるいは東北も中国、四国、そういうところの、いわゆる過疎地域における過疎対策といふものをまず重点的にやるのが日本列島の総合的な発展につながる。政治はやはり二者択一だから、過密が先なのか過疎が先なのか、私はこの基本的な問題を考へれば二つしかないと思う。大臣の今の話を聞いてみると、過疎はもちろん必要であるけれども過密対策また考へなければならぬので両々相まつてやる。なるほど、それはいい表現であります。財政的にゆとりがあり、そしてまた今日の日本が地域においてそれほど大きな格差がないというならば、そういう考へ方もあるいはあつて、すかと受け取ることもやぶさかじゃないけれども、今や離島と本土の格差は八対一である。末端のいわゆる過疎地域における伸びぐやいと、俗に言う太平洋ベルト地帯の躍進果の格差といふものは、少なくとも三ないし四対一の格差があることは何人もこれは否定し得ない。そういうときに何で今回五年間も地方交付税法の一部を改正してまでやらなければいかぬのか。これは都会出身の国会議員からいへばけしからぬことを言うなというやうな感じがあらるか、わからぬけれども、私はあえて、私が単に九州の、あるいは離島を代表する国会議員であるから言うのじゃなくて、日本列島といふこの狭い国土を生産性のないやうな国土にしたから、イギリスやあるいはイタリアのやうに転落の一途をたどることも目に見えておる。少なくとも生産性のない、あるいは全領土を最高度に活用するといふ政治の要諦がなければ民族も国家も繁栄をしないといふことは、過去の歴史が証明するところでありまして。

大臣、ひとつあなたにお願いしたい。幸いあなたは東北の過疎圏の御出身でもあるし、政治に対する基本的な考へ方として、今後の自治大臣といふ大いなる職責の中で、私は過密対策を必ずしもおろそかにしろとは言つておるわけではありませ

んけれども、それにも増して必要な基本線は日本列島の総合的な繁栄といふか発展といふか浮揚といふか、そういう特別な温かい温情ある行政的な指導理念といふものが私は今日では最も必要な時期になつておる。

過密をどうやらればやるほどに、施設はよくなる、あるいは道路もよくなる、体育館もふえる、学校もどんどん建ててやる、そういうやうなことをやれば、今日の日本の民族性からして必ずしもふるさとに愛着をという、そういう従来の考へ方はだんだん薄れてきておるわけだから、便利であればそこがいい、親も子もない、祖先もふるさともない、そういう風潮がないとは言えない現状の中では、私は、これは重大な国民指導理念の基本的根幹に触れる問題である。だから、そういうことについて大臣よりもう一つ、いま一歩突っ込んで御意見及び決意のほどをお伺ひしておきたいのであります。

○小沢国務大臣 基本的に先生のお話と私も同感でありますし、身をもつて感じておる毎日でございます。したがって、国全体の施策として、やはり今お話しのとおり、国土を全体を有効に活用していく、そして今日やういうやうな過疎過密の状況も、そういう全体の国土の総合的利用という観点の中で解消していくということ、その基本的理念は貫かれておると思ひますし、今後そういう形で施策が行われてくると思ひます。現実には予算の配分等につきましても、いわゆる日本国民がひとしく一定の水準を保ち得るやうに、そういうやうな中で地域の開発を進めるやうにということ、実際の予算の配分もなされておると思ひます。私が最初に申し上げましたのは、今日いろいろな産業全体の構造の転換の中で、ますますやういふやうな過疎といふか、産業の立地の少なかつたやういふ地域にも産業界自身もその立地を求めていくやうな傾向にありまして、政府といたしまして、もちろん自治省といひ、政府といたしまして、そういうやうな国土利用ができやういふやうな、進めるやうな仕組みをいろいろな予

算あるいは施策の中で講じていかなければならぬ、そのように考えておるわけでありませう。

ただ、私は、両々相まってという形でありませうが、一方において例えば地域への立地をあるいは開発をしやすくするために、他方においていろいろ集中してある都会の機能配分をどうしていくか、あるいは工場にしてもあるいは公的な学校の教育施設、そういった問題等についても、またそこに都会としての都市部の機能の整備、そういったものはしていけないと思いません、そしてそういうことが、先生のおっしゃる、また私も常々感じておる国土全体の総合的な開発といえますが振興といえますが国土利用といえますが、そういうものを図っていくためには必要である、私はそのように考えておるわけでございまして、基本的には国土全体の有効利用によってさらに我が国全体の繁栄を図っていく、その基本的考え方においては同感であります、私どももその考え方については今後とも対処していかなければならない、そのように考えておるところでございませう。

○松田委員 角度を変えて別のことについて、大臣が時間があらぬと思えますからこの際何っておきたいのですが、たしか昨年の委員会において本員も主張し、他の同僚委員からも指摘をされておることではありますが、地方における国庫補助率の削減カットというものは六十年度における暫定措置である、当時暫定措置という言葉を一体何を意味するのか、一年も暫定であり三年も暫定であり十日も暫定、日本語というのは不思議というか、使いやすいというか、大変意味を持つのでありますから、厳密に暫定という意味は、我々としては一年限りだというふうに解釈をしておるが、それでいいのかどうかというのを小員も大臣にじかにその見解と決意のほどを当時伺ったことを記憶しております。そのときの所管大臣の御意見としては、まさにそのとおりであつて、暫定という意味は一年限りである、六十年度限りである、このように実は伺つておるのであります。

これはしばしば他の議員からも指摘をされて、確認または再確認をされてきておるところであります、さらに今回また三年やらなければいかぬという意味は一体どういう意味なのか。三年やってみたらまたいかぬからまた五年やる、それから先は無制限だというふうなこともなりかねないが、その三年にしなければならぬということとは、まず委員会に対する不信行為である、国民に対する説教であるというふうにも考える。同時にまた、基本的には三年に変えざるを得なかったという背景は、もちろんいろいろな要素があることは私もわかりませうけれども、基本的な問題点は何があるのか。そして、それこそ今回の三年というものは、厳密に将来にわたつて間違いなく守られるというか確約をされる内容のものであるか、そこら辺についてひとつ大臣の見解をお承りしたいのであります。

○小沢国務大臣 六十年度の予算編成に際しまして大蔵、自治両大臣の間にござまして覚書が交わされ、この措置は一年の暫定措置とする、六十一年度以降は事務事業等、国と地方の役割分担、そういうものを検討して考えていくという意味の覚書が取り交わされたことは事実でございませう。したがって、その後昨年一年、補助金問題の閣僚会議あるいは検討会等の報告で、その趣旨に沿つてなされたものでありますけれども、基本的に私どもは、国と地方の役割分担の中にその費用負担のあり方も考えられなければならぬ、権限の移譲等々も含みましてそういう議論の中で、これはもう既に権限も事務もすべて地方に任した方がよい、そういうものは地方に任せる、したがって負担は地方だ、しかし、その議論の中からは国でもっと負担すべきと出てくるものもあるでしょう、そういう意味においては補助負担率の問題を考えたところではない、これは自治省も主張していたところでありませう。今回、この補助負担率のかなり大きな要素は社会保障に関連してのこととございませうけれども、一部でございませうけれどもそういう考え方に立ちまして保育所等を中心にして地方へそういった事務、権限の移譲も行われるという基本的な考えに沿つて予算編成というものがなされたというところに私どもも———してももちろん地方に対するいろいろな補てん措置もなされた、地方に御苦労、御迷惑をおかけすることはもちろんそうでありませうけれども、そういうような考え方のもとになされたものでございまして、その意味では地方におきましても一応の理解をしていくとおると思つております。今後さらに本格的に地方と国とのあり方を議論して、その中で補助負担率というものが一体どうあるべきかということ、これは地方がもっと負担していい、これは国がもっと負担すべきである、そういう本当の意味の議論がなされなければならぬであらうと思つております。

それと並行いたしまして、今税調でシャープ税制以来の改革ということで議論をいたしておる、交付税の問題につきましても、あるいはいろいろ地方税源の問題につきましても、私どももいたしましてはその答申を待つての議論にはなりますけれども、地方の新しい税源等もその仕組みの中に十分取り入れて、地方税収の増を図りながらしていかなければならぬ、そのように考えておるところでございませう。今回も、先生も御存じのとおり国の財政事情もこれあり、そういう基本的な事務事業の見直しも、初めて国として手をつけて、そういう形で予算編成が行われたということ、今後きちんとした、筋道の立った補助負担率のあり方ということをお私どもとしては主張し、それを実現するようにしてまいりたい、そのように考えております。

○松田委員 大臣が時間がおありにならないということは百も承知ですから、以上で大臣に対する質疑は終わりますが、一言。
後でそれぞれの係官にお尋ねをしますが、最近の一連の不穏分子、過激派というのか、ゲリラ、テロ事件、こういうものについて、現在のいわゆる警備態勢で、人員について、予算について、大臣としては、国家公安委員長としては大丈夫だ、

やつていけるといふお考えなのか、これはどうにもならぬというお考えなのか、そこら辺、一言でもいいからお答えを聞いておきたい。あと、これに関連する問題点は時間をかけて、後でそれぞれの係官にお尋ねしますから。

○小沢国務大臣 今日警備の態勢の中で、必ず天皇陛下の記念式典、サミットは安全に、成功裏に導く、そういう考えで対処いたしております。

○松田委員 大臣、どうぞ。

そこで、次の質問を申し上げます。
これはごく一部の地方団体のことでもありますが、一部の放漫な財政運営をしておる地方団体を指して、地方は非常に余裕があるからだというふうな考え方を自治省としては持つておられるのじゃないか。一部にはそういう懸念なしとしないけれども、ほとんどのいわゆる末端自治体の財政運営というものはもうまさに破綻寸前に来ておる。したがって、これに対応する施策としては、それぞれが前向きに真摯に行財政改革を行いながら、効率的な財政運用をまあせ取り組んでおるといふことは、これは間違いのないところでありませう、こういう問題の中で、自治省としては地方財政についてどのように基本的な考え方を、現状把握ないし認識をされておるか、そこら辺をひとつお伺いしたいのであります。

○花園政府委員 一部の団体におきまして、いわゆる世の中から指摘されるような行政運営をしているところはあるわけでございませうが、これらにつきましては、私どももそれが適正な運営をするよう強く指導いたしておるところでございませうが、そういうところがあるからといって、特に私どもが地方に余裕があると思つておるわけではございませう。むしろ地方団体は非常に厳しい状況にある。一般的によく言われます地方財政余剰論の基礎といひますものは、いわゆる公債残高あるいは公債費比率、こういうもののマクロの指標をとりまして、いづれをとつても国の方が厳しいではないかというふうなところから出ておるものと私どもも考えておるわけでございませうが、現在の

地方財政は交付税特会の借入金を含めまして巨額の借金を抱えておるわけでございます。また、各、個々の地方団体ににおきまして、これまで発行いたしました財政対策のための起債等によりまして、公債費の負担が非常に高くなつております。そういう状況にあるわけでございまして、決して地方団体が余裕があるわけではございません。特に最近の税収の状況を見ておきまして、先生のいらっしゃる九州とかあるいは東北の方、こういうところは地方財政計画に組んでおる平均税収までも伸びないといったところも多々あるわけでございまして、私どもといたしましては、とにかく地方団体がそれぞれの地域におきまして適切な財政運営ができませんよう、これから一層努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○松田委員 先ほども大臣に指摘をしてその考え方をお尋ねしたように、国庫補助率の引き下げ、そういうものは暫定措置一年限りだということと自治省は末端の自治体を指導してきた。我々もまた、いろいろと機会あるごとにそういう問題に關与する場合においては、これはやむを得ない国の財政再建のための一環としてそれこそ一年限りの措置だから我慢をしろ、そういうことでやってきた関係で、かなりの自治体が、一年ならば何とかこれは我慢をしなければいかぬ、ということと同時に、一年ならばやりくりをして、多少の内部における財政運用と相まって、公共事業などについてもひとつとどみなくこれをやつていこう、一年過ぎればまた次の年度からは従来のとおりの方に復して助けてもらえろのだ、そういう考え方で、四苦八苦のやりくりをしなげらるるの公共事業をやつてきたということは否めない事実であるが、財政局長は、そこら辺の事情が末端にあったことの認識があるかどうか。また同時に、そういうやりくりをしてきておる実態というものについて、さらに三年間ということになつてくれば、ひいては四年ないし五年という長期にわたる財政事情の中で今後どうこれを解決して

けばいいの、そこら辺にお考えを集約してお伺いしたいのであります。

○花岡政府委員 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、六十年度の補助負担率の引き下げは一年間の暫定措置とされたわけでございまして、その際、六十一年度以降の補助率のあり方につきましては、国と地方との間の役割分担あるいは費用負担等とともに検討を行うというふうなことにされておつたのは御承知のとおりでございます。今回また、三年間の補助率の引き下げが行われることになりましたけれども、これは補助金問題検討会の報告の趣旨を踏まえまして、社会保障を中心に事務事業の見直しを行いながら実施されるものであります。また、たばこ消費税の税率の引き上げという極めて臨時異例の補てん措置を初め、地方団体の財政運営に支障が生じないよう所要の財政対策を講ずることとしたわけでございます。

今回の措置を講ずるに当たりまして、地方団体とも密接な連絡をとりながら、またよく理解をしていただきながら今回の措置は講じられたわけでございまして、この点、地方団体ににおきましてもこの間の事情はよく御承知になっておるわけでございます。

今後、この三年間引き続き行われるわけでございますが、三年を過ぎました後の補助率のあり方につきましては、この期間内におきましてさらに徹底的な議論を行いまして、また今税制調査会でも御議論いただいております税制の抜本改正、こういったことによります税源の再配分の問題も含めながら十分検討してまいらなければならぬと考えております。

○松田委員 局長が苦しいという、今のような答弁をせざるを得ないことはおおよそ本員にもわかりますけれども、約束違反であることだけは間違いない、しばしば政府は一年間ということをや言を確約してきたわけでありまうから。それで、そのことによって生じた弊害とマイナス、さらに地方自治体に与えておる国に対する不信感、

こういうものはどんなに言つたつて払拭できない。そこら辺については自治省としては十分今後の反省の材料にしながら、末端の自治行政に対する指導理念というものを立てていただかなければ、場当たり的ではないだろうか。我々は必ずしも場当たり的ではないという考え方をもち得ない。だからひとつ局長としては末端の不信感を今後どのように解消し、同時にまたやりくりを今後どのように財政運用については、少なくとも一律とはいかなくともケース・バイ・ケースで今後はそれぞれの自治体の内容を検討しながら前向きに取り組んでもらわなければならないと思うのだから、その問題点について局長は当事者としてどう判断をし、解決をし、あるいは指導しようと考えておられるか、それをお聞きしたい。

○花岡政府委員 昨年度におきます補助率の引き下げは、御承知のように一律カットということで行われたわけでございまして、これにつきましても地方団体等から反対をいたさうございします。そういうこともありまして、こういってやう方は一年間の暫定措置である、六十一年度以降の問題については、先ほども申し上げましたように十分に検討して国と地方との間の役割分担、費用負担のあり方等とともにこの補助率は見直そうということになったわけでございします。そういうことで財源対策も講じたわけではございしますけれども、個々の地方団体ににおきます財政運営は、景気の低迷もございましてなかなか苦しいところもございします。私どもも六十年度の税収の状況あるいは個々の財政運営の状況等を見ましても大変難しい団体があるというふうなことで、各団体からそれぞれ事情を十分にお聞きいたしまして、六十年度の財政の最終段階におきましてそれぞれ各地方団体が財政運営に支障がないように決着をつけたところでございします。六十一年度の財政運営につきましても、やはり事情は余り変わつておりません。そういう意味からいたしまして、これから各地方団体の事情は十分お聞きしながら、地方交付税の配分あるいは地方債の配分におきま

して適切な措置を講じてまいりたいと存じます。

○松田委員 過疎、離島などのおくれた地域については、現状のいわゆる財政的な流れの中でどうしても新しい産業構造、新しい生活体系、新しい財政力を生む方策として今それぞれの地域において真摯に取り組んでおるところでありますけれども、これをやるについては末端になればなるほど、過疎になればなるほど、離島であればあるほどに基幹的な財政収入に乏しい、基幹産業がない、企業誘致ができない、交通は不便である、気候風土には影響されるという悪条件でありますから、こういう地域が努力をしておるということと同時に、ここらについては交付税などについては従来からもかなり温情ある配分をしておることは私どもも十分認めるところでありますけれども、今日のいわゆる四対一なり八対一なりという格差のある日本列島の現状の中においては、私はさらにこういう過疎、離島地域においては交付税などについては急傾斜的な配分は当然なされなければならぬと思うが、そういう配慮とそういう考え方があられるかどうか、ひとつ伺いたいのであります。

○花岡政府委員 御指摘のように、過疎地域におきましては人口流出あるいは高齢化の進展など社会的な変貌というものが著しいわけでございまして、地方団体がその環境の変化に対応してそれぞれの地域の抱える課題を解決していくためには、いろいろ施策を講じていただかなければならない。また、そのためには必要な財政需要を的確に算定して交付税の配分をしなければならぬ。そういう意味で交付税を傾斜的に配分をするということでは地方交付税の重要な役割であると私も考えておるところでございます。

したがって、これまでも地方交付税の算定に当たりましては、地理的、社会的、自然的な条件を十分勘案して適切な財政需要を把握するように努めてまいつておるわけでございします。特に過疎、離島などの地域に対しましては過疎債、辺地債の元利償還金についての高率算入、ま

た人口が急減した団体に対する数値の急減補正あるいは離島等各地における市町村の財政増高に對し、最終的には裁判所の公正な判断を仰ぐという形にいたしてゐるわけでございます。

この問題は、先ほども申し上げましたように、国と地方に係る非常に重要な問題でもございまして、地方制度調査会で論議を重ねていただいたわけでありまして、その結果地方公共団体の意見を十分に尊重しつつ慎重かつ適切に機能し得る制度、こういうことでこのように仕組むについて御提言をいただいたものというように理解をいたしてゐるわけでございます。

○松田委員 今回の地方自治法改正案では、職務執行命令訴訟制度について改革するというふうにされておるのだが、機関委任事務の執行に關し、実効性の確保については我が国における国と地方公共団体の關係全般に係る問題でもある。そういうことに、制度の見直しに当たっては極めて慎重な、しかも十分な配慮が必要であると考え、一部には今回の改正を中央集権を強化するものであると批判する向きもある。そういうことについて、政府としては、今回の改正と地方自治の本旨との關係をどのように考えておるのか、そこら辺についてひとつ關係者の御意見を承りたい。そういう懸念を非常に我々は持つておるのだよ。

○石山（努）政府委員 職務執行命令訴訟制度の改正についてでございますが、これは今委員の方から御指摘もありましたように、国と地方の關係全般に係る非常に重要な問題である、こういうことから、この問題の扱いについては地方制度調査会で慎重に御審議もいただき、その御意見を踏まえてその改正を検討したわけでございます。その内容につきましては、これはもう委員十分御承知のことかと思ひますけれども、代行につきましてはその代行の発動の要件を、著しく公益を害することが明らかであるという場合に限定をする。さらに主務大臣の命令に對しましては内閣総理大臣に不服の申し立てができるというようにしたこと、たしまして、代行権限の発動が慎重かつ公正になされるように手続を整備をする。さらに不服の申し出が国において受け入れられなかった場合におきましては、主務大臣の命令の取り消しを求める

裁判を提起をする。あわせて執行停止の申し立てをすることができるといふようなこと、いたしまして、最終的には裁判所の公正な判断を仰ぐという形にいたしてゐるわけでございます。

この問題は、先ほども申し上げましたように、国と地方に係る非常に重要な問題でもございまして、地方制度調査会で論議を重ねていただいたわけでありまして、その結果地方公共団体の意見を十分に尊重しつつ慎重かつ適切に機能し得る制度、こういうことでこのように仕組むについて御提言をいただいたものというように理解をいたしてゐるわけでございます。

今回の改正案では、同時に地方公共団体の長の罷免の制度を廃止をする、さらに機関委任事務に係る議会及び監査委員の権限の拡充ということも盛り込まれておるわけでございます。全体として国と地方の關係の改善に資するためというふうに私どもとしては理解をいたしておるわけでございます。

○松田委員 今の説明で大体取り組まんとおる考え方もわかったのだけれども、ひとつ慎重の上にも慎重にやつてもらわなければいかぬが、従来の経緯からしてどこにこうせざるを得なかった一番大きな問題点があるのか、そこをひとつ明確に、要約でいいから、こういうことをしなければならぬだった、こういう制度を新しくとらざるを得ないという基本的な考え方というものが起こつてきた問題点というのはいかにあるのか、ひとつ要約してお願ひします。

○石山（努）政府委員 この制度につきましては、先ほど御質問の中にもございましたけれども、機関委任事務の適正な執行の確保の要請というものと、地方公共団体の長の本来の地位の自主独立性の調和を図る、こういう観点からこの制度が設けられてゐるものでございますが、現実の問題としては、現在の制度が一定の訴訟手続を経てその仕組みが動くというようになつておりまして、現実の制度として動かない、こういうような声の一部にあつたことは事実でございます。また、罷免という制度につきましては、公選によつて出てきた首長を内閣総理大臣等が罷免をするというのは民主制度としてはどうかというような声も従来からあつたところでございます。

今回は、機関委任事務の整理合理化という制度全般にわたる検討がなされる中で、先ほども申し上げましたけれども、機関委任事務に關連する制度として議会及び監査委員の権限をどうするかという一環の中で、従来からいろいろ議論もございましたが、職務執行命令訴訟制度をどうするかということが検討の対象になつたわけでございます。そういうことで行革審からの御指摘もあり、地方制度調査会においてそういう制度全般にわたる問題の今後のあり方ということで御検討いただいた結果、先ほどお答えしましたようなこの制度の改正についての御提言をいただいたというのが経過でございます。

○松田委員 あなたの今の説明を聞いておつてわかつたようなわからぬような、何のためにこういう機関委任事務を改めなければいかぬかという点についてわからぬ。あなたとしては、事例的にこういうことがしばしばありますというふうなことに、これは答弁しにくいから、あてもないことについては答弁しにくいから、あてもないことでもないといつてわからぬことを言う。私も全くわかつていないんだ、あなたの答弁では、しかし、それはどわかつていないといふことは、いかにこの問題は取り扱いに慎重を期さなければいかぬかということ。私はあなたの答弁以前に、大體政府が考へてゐることはわかつてゐるつもりだよ。どこにネックがあるか。しかし、だからといって、ストレートにああそうですかと云つてこれに賛意を表するといふわけにはいかない。だから突っ込んで考えを聞いたわけだけれども、まあこれより以上あなたがこゝで答弁するといふことはできぬだろう。だから、それは一応おくことにします。また別の機会にやります。

ところで、今、国会の定数は正といふものが実は盛んに我々の間において論議をされ、そして関係機関において審議が進められておる。これに關連をするわけだけれども、少なくとも国会議員あるいは県議員などについての定数というものは、現在のいわゆる配分の基礎となつてゐるものは単に人口だけである。人口だけが基礎になつてゐる。先ほども過疎過密の問題についても論及をいたしておるうちに、日本列島というものを総合的に判断した中で、現在の人口案分比例というものがある。私は必ずしも賛意を表しない。疑問がある。少なくとも我々が多少とも加味していかなければならぬのは、その地域の行政区域の広さ、そしてそのいわゆる区域内における独立した行政機関、言へば自治体の数、そういうもの等をもあわせ考へながら将来の議員定数というものはやはり考へていくべきじゃないのか。最高裁の判決にあつて異論を唱へるものではないけれども、最高裁の判決というものがそういう意味において加味しながら出でるかどうかに對して必ずしも必然としない。あくまでも議員定数の案分というものは人口だけでやるべきものじゃない。地域の狭いところに入人口が密集してゐるからというふうなことでやること、北海道のような日本一の、よその県の倍も三倍もあるようなところのいわゆる行政を面見してゐる国会議員の数の、そういうものについては私は必ずしも妥当性があるとは思へない。言わんとするところは、議員定数というものは今申し上げておるとおりに、決して人口だけで割り振るべきでないと思ひ、それについて自治省はどういう考へ方を持つておるか、これをひとつ基本的問題としてお聞きをしたいわけだ。

○小笠原政府委員 お答えを申し上げます。

国会議員と県議員の両方につきまして、定数配分を人口によるということになると過疎地域の現実に合わないといふこと、したがって人口だけで決めるのは問題があるのではないかといふお尋ねでございます。

そこで、まず衆議院議員の定数配分の方から申

し上げますと、これにつきましては、公職選挙法の規定なり従来の定数配分の経緯から考えまして、定数配分の基礎をなすものは人口であるといふふうに考えられるわけでございますけれども、五十一年四月十四日の最高裁の判決においても言及されておりますけれども、それが唯一絶対の基準ではない、行政区画とかあるいは選挙区としてのまとまりとか面積、交通、地勢等の事情のほか、社会の急激な変化や人口の都市集中化などのさまざまな事情が考慮されてしかるべきである、こういうふうに言っておるわけでございますが、私どももそういうことも勘案をして考えられるべき問題ではなからうかというふうに思っておりますのでございます。

また、都道府県議員の定数配分につきましても、この公職選挙法で規定がございすけれども、人口に比例して定めるのが原則とされておりますが、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」ということにもされておるわけでございます。しかしながら、ただいま申し上げましたように、いろいろな事情を考慮して定めることができることとされておりますけれども、衆議院議員あるいは都道府県議員の両方を通じて、やはりおのずから限度があるというふうに考えられておるようでございまして、その結果合理性を有するものと到底考えられないような大きな格差が生ずることは憲法上あるいは公職選挙法上許りませんし、私どももそういうふうに考えなければいけないのではないかと思っておりますのでございます。

○松田委員 今の説明のとおりなら非常にいいのだよ。ところが、実際に現在例え国会の定数などについて議論をされておる基礎をなしておるものは、全く今あなたの言われたような考え方がなくて人口比だけによつての議論がその主たるものになつておるわけですね。私は定数は正は大いにやるべきだ、なぜやらないのか、そういう考え

方の一人であることはこれは断つておきます。しかし、だからといって少なくとも人口比だけですべてを論ずるといふことは問題がある。これは従来から考えてきた私どもの考えである。今の選挙部長の答弁のような考え方が法の解釈及び理念であるから、やはりそれを今後何らかの形においてあわせ加味しながら定数は正というものを考えていくべきだと私は思う。それが生かされてないんだよ。私はそこに非常な不合理という矛盾というかそういうものを感ずるわけだ。今あなたが答弁したような裁判所のそういう配慮ある判決があるにもかかわらず、それが実際の事務処理の段階では生かされてない、こういうことをあえて私は付言しておきます。

次に、消防庁長官にお尋ねするわけでありま

す。最近、けさも例によつて例のごとく交通渋滞で、機動隊が今や二万人態勢。とにかく今この首府はどうにももうならぬ不穏な状態にある。警察当局の真摯な精いっぱい警備態勢にもかかわらず、現状としては不穏な情勢にあることは否めない。警察の機動力についても限りがあると私は思う。先ほど自治大臣は、現態勢でもって万全の態勢でありますなどというのを言っておられたけれども、万全の態勢であるのか。私は、その意気込みは壮とすると、その万全な態勢に値するためには少なくとも対応策というものが具体的になければならぬ。後で警察関係にも質問しますが、けれども、今二万人態勢と言っておりますが、二万人は一体どこから来たのか。日本列島の各都道府県警からそれぞれ応援を受けておる。ということとは、それだけ府県警については手すきになつておる。従来、過剰な人員を抱えておつたわけではない。末端の都道府県警においても、実は従来から、足らざるところを補いながら、現地の警察官がそれこそ倍も三倍も努力してやつてきたものである。それを帝都に引っこ抜いてしまつていくわけだから、末端はどうにもならない。そういう状態の中で一番必要になつてくるのは

地域消防です。地域消防の現状を考えてみると、これに依存をするという度合いは大きいけれども、待遇とか施設についてはとてもじゃないが十分でない。今やもう地域消防に入らうとする人はいない。とにかく責任だけは重いけれども、全く見るべき待遇というものはない。退職金についてもほとんど皆無といつていいぐらいのものである。出動手当についても訓練手当についても、費用弁償的な性格は全く持っていない。だから、広域消防の充実というものは、予算の関係から人的な問題からどう考えても限度がある。また、常時非常災害に備えておくについては、より以上の大きな人員配置というものは考えられない。これは財政的な問題もある。機構上の問題もあるでしょう。だから一にも二にも、この不穏分

子どもが国内の各地域において騒擾的に動いていくことを考え合わせれば、地域消防の存在価値は大きく上がつてきておる。今後地域消防は、従来の専門的な分野である防災、防犯、防火の任に当たると同時に、社会不安を除去するような高度の指導というか配慮というものに向かつていかなければいけません。そのためにはもっと消防に対する手厚い対応策、それには予算が必要だ。金がなければ幾ら何やれといつたつてやれぬわけだから、待遇をいさ少し前進させながら地域消防の質を向上する必要があると思つて、本員が言っていることについて、最近の心境として一休長官はどう解釈、判断をされるか、そこら辺についてお聞きしたい。

○閣内府委員 消防団は、地域におきます火事とか風水害とかあるいは地震が起つた際等における防災の中心になるべき存在でございまして、これの育成、強化、充実のために消防庁といたしましては最善を尽くしていかねばならないものと基本的に考えておるところでございまして。

お話がございましたように、消防団員の数は、昭和三十年代におきましては二百万をはるかに超しておりましたけれども、だんだん少なくなつてきて、最近の数字におきましては百三万人という

ところまで、かつての半分以下に減つてしまつておるわけでございます。特に、社会構造の変化、農村等におきます住民のサラリーマン化と申しますか、生活様式が変わつてまいりまして、地域で生活をし地域に職業を持っておる人たちが、いわば農家の方とか自営業の方が比較的少なくなつてしまつて、皆さんがサラリーマン化してしまつておる。そういう傾向が消防団の団員の募集といひますか、参加にも影響をしておるわけでございます。地域によつては消防団員をなかなか充足することができないという点もございまして、また若い人の募集がでないためにだんだんと高齢化が進んでおるといった問題があるわけでございます。

そういうことから、私どもといたしましては、消防団をさらに活性化させていく必要があるというところで、昨年来この問題につきまして真つ正面から取り組んでおるつもりでございます。昭和六十一年度予算におきましても消防団の活性化事業という新たなものも新たに始めていきたいと考えておりますし、また地域の実情に合った防災体制をつくっていく、そのために、国の財政も大変厳しいものでございますから、地方財源をできるだけ積極的に活用いたしまして災害に強い地域づくりをしていく、その中心は消防団ということになつてくると思つておりますけれども、特に田舎の地域、農山村におきましては、常備消防をそれほど増強することができない先生のおっしゃるような状況があるわけでございますので、消防団を中核に据えまして災害に強い地域づくりをしていきたい、こういう新しい防災まちづくり事業といつたものにも積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘のような考え方に基きまして、単に防災上の問題だけでない、消防は連帯感のある地域づくりをやつていく際の中心になつていく役割を担つていくべき存在ではなからうかというふうに私は考えております。そういう意味におきましても、しっかりと

した地域社会をつくっていく上で消防団の重要性はますます高まってくると思いますので、引き続き消防団の活性化に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○松田委員 長官、私は田舎の消防団長を十七年ばかりやりまして、現在も名誉団長に奉られておるが、何でもそんなものに奉られたかという、消防団は全く犠牲と奉仕の団体であって、費用弁償的にいえば何も恩恵はない。だから、団長などというものは私兵を養うようなもので、一面、寄附と研修費を賄うような立場にもあるわけです。それぐらいいないと地域消防団は団結力も秩序も保てない、何にも得るところがないわけですから。ただ一つある。それは誇りを持たせること。それには消防団長官などの表彰を、権威がありますからたくさんやればよいというものではないけれども、少なくとも、今年に一回ぐらいやる表彰を、そして県に対してせいぜい一人か二人しかやってないようなそういう表彰というものを、もう少し優良団員についてはあるいは優良消防団についてはやはり長官の褒章というものを、そうすれば団員の誇りは出てくる。だから今の状態では誇りを持てない。何らかの誇りを持たせなければ、全く犠牲奉仕の団体だから、そこらについて長官はどう考えておられるか、従来の取り組み姿勢とあわせてどうお考えになっておられるか。

○関係府委員 御指摘をいただきましたように、基本的に消防団は義勇消防でございます。言葉は古うございませうけれども、私は、消防団の持っている基本的な義勇消防としての性格というものは大事に育てていかなければいけないというふうに考えております。しかし、かといって実態生業をはかに持つておる方々に火事だと災害だとかに出でいただくわけですから、例えば会社を休むということになる、そのために賃金がカットされる場合もなきにしもあらずでございます。やはりそういう人たちに對しましては何らかの形で手当てをしていく、これは必要でございますので、出勤手当という制度もございませうし、ほんの名目

的ではございますが報酬制度もあります。また、退職する場合の退職報償金制度というものを一つあるわけですね。しかしこれは、実質的な消防団員のボランティア性というものを壊してしまふほどのものにはまたすべきではない、できないという問題があるわけでございます。それらの要請を踏まえながら、そういう中でも、しかしできるだけこの金額を充実させていくという方向では従来からも努力してまいりましたし、これからもできるだけ充実していきたいというふうに考えております。

しかし、それにはおのずから限界があるということでございます。それじゃ士気を高め、本当に、消防団員に危険を冒しても災害に当たつていただく、そういうやり方をするにはどうしたらいいかということになりますと、まさに先生御指摘のような、やはり消防団員の褒章あるいは叙勲、こういったものについての手当てをきちんとしてやることであろうというふうに考えております。そのためにここ数年、特に私が長官になりましたから長官表彰の表彰者数というものはできるだけ広げてまいりました。これも、お話がありましたように、余りやたらめったに広げますとそのものの価値の問題にも影響しますから、そういうわけにはもちろんまいりませんけれども、しっかりとした業績を残してくれた消防団員にはそれなりの表彰の機会を与えるという機会を多くしていく。それから叙勲の関係あるいは褒章関係、これにつきましては、おかげさまで内閣の賞勲局の方の御理解もいただきまして最近大分進んでまいりました。春、秋それぞれ四百人程度、年間あわせて八百人程度の消防関係の、これは職員も含みますけれども、表彰者の枠をいただきました、内容的にも相当充実した叙勲が行われるようになってきております。さらに引き続きこれらについては充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員 大変前向きな答弁をいただいております。待遇改善ということもありま

すけれども、やはり国家財政の今日の事態からして、それは言うべくして難しい問題であるというふうにも私に解釈をいたしますが、この叙勲あるいは褒章などというのはその金のかかることでもないから、だからといって乱発すればいいものでもない、そこら辺の兼ね合いが非常に難しいと私は思うけれども、やはりもうちょっと叙勲などというものは、今あなたが言ったとおりだ、従来の倍くらいになっておるといふ今の数字、納得しましたけれども、やはり私は、そこら辺に大きな、いわゆる消防行政関係者についてはほかの団体よりもっと、本心に犠牲の奉仕の団体だから、そこら辺でひとつ今後関係方面と折衝していただくことをお願いいたします。

問題はまた別であります。最近の一連の爆弾テロ事件、この間の浅草橋の襲撃事件、成田の襲撃事件、そういうものに関連して警察当局の方にお尋ねするのですが、まず成田の問題だけども、あの成田周辺に二、三百人のわけのわからぬ、市民権も持たぬ、住民登録もしていないような者がとどろろを巻いておるんだ。あれは、自治省も関係があるんだが、自治省は成田市についてどのように指導しておるのか。ただここにおるからといって、いつまでもおらせばいいというものでもないんだ。当然市も、あるいは警察当局もまたチェックする必要がある。おまえさんたちは何でここに長期にわたってたむろしておるのか。あれが爆弾テロ事件の巣窟だから、そういう者について、ただここにおるからというだけで、ああそうですかというものではない。当然警察当局はそこに行つて、おまえさんはいつかここにおるんだ、何の目的だ、長期にわたる者は当然成田は住民登録をさせなければいかぬよ。不退のやからどもがたむろしておつて、これはろくなことをしておらぬぞ。だからそこら辺について警察当局はどのような把握をしておられるのか、また、自治省関係者はこういう問題については無関心なのか、成田市に向かっては何かそういうことについて従来行政指導をしたことがあるのか。もうきの

うやきょうの問題じゃない、何年にわたつておるんだから、ここが根拠地であることは何びとといえども否定し得ない。

それからもう一つ言いたいのは、あの不退の連中、この間の爆弾事件も一人逮捕、不審の男を逮捕した、こう言うのだな。逮捕したといっても国民のだれも知らぬのだから、本当に逮捕したのか逮捕しないのかわからぬ。逮捕したなら逮捕したことを、こういう人相書きの者を逮捕したんだというぐらいいの写真を公表しなさいよ。それは行き過ぎであるとか未成年者であるからどうだとかということをしよつちゅう警察当局はへ理屈を言うけれども、未成年者であるかどうかぐらいは、およそ常識的に判断すれば、二十五歳になった者を十八歳未満に認定するばはおらぬのだから、見てよくわかるんだ。そうすれば国民も、ああ、あいつの顔はどこで見たぞといって捜査に一段の強力が加わってくるし、協力ができるわけですよ。単に専門家だけの何人かが面識をしておつても、面当てをしておつても、これは断定できない。堂々とそういう不退分子については今後あらゆる機会に写真公表などもして、そして一般の協力者を仰ぐ。グリーコ事件なんかそうだよ。一部の者だけが被疑者のな者、容疑者のな者の人相を知つておるだけのことだ。そうでしょう。それについて警察はどういうふうに考えているのですか。

○安達説明員 お答えいたします。最初の一点目の成田の団結小屋でございますが、これは先生御指摘のとおり大体二百人前後がたむろしております。ただ、このうちの百二十数名の者が一応住民登録をしております。これは周辺の農家などに寄宿したという形になっております。そのあとの者はどうかといひますと、特にギリラなどをよくやります中核派であるとか革協であるとか戦旗派というような連中は、よく見ておりますと大体要員交代をやつておるわけですね。二、三カ月いれどどこかへ消えてしまふ、また新手が来る、しばらくすると前にいたのがまた

来ているというような形で、必ずしもべつたり現地にいるという状態ではないようであります。

いすれにしても、私も日夜この連中をよく把握しまして、彼らが違法行為を起こさないように十分に今後とも監視を続けたいというふうを考えております。

それから第二点の公表の件でございますが、これはグリーン事件でもそうでございましょうけれども、被疑者の写真を公開するかどうかという問題は今後の捜査の進展に大きな影響を与えるわけでございまして、先生御指摘のように、公表することによって捜査が飛躍的に進展するという場合ももちろんありますし、そういう場合も多いのでございまして、しかし、その逆の場合ももちろんございまして、これは捜査の衝に当たる者にとっては大変難しい判断なのでございまして、しかし、いすれにしても、一方ではもちろん人権の尊重ということも考えなければいけませんけれども、一方ではやはりあつた悪いことをする凶悪犯人を捕まえないければいけません。捕まえるためにはどうするかというところで、必要であればもちろん写真もどんどん公表して私も皆さんのより一層の御協力をいただいて早く捜査を進展させたいということを考えております。これは御参考までにございまして、こういう手配書もやっております。これは山縣という男と高田という男で、山縣というのは一昨年の九月に自民党本部の焼き討ち事件にも加わった男でございまして、いすれも飛しょう物を飛ばしてゲリラ攻撃をやった犯人でございまして、必要な場合にはこういうふうに全国に写真入りの手配をして国民の皆様の御協力を得る方途もいろいろとございまして。

○松田委員 時間がありませんから、いろいろ尋ねたいのだけれどもかいつまんで話をします。

さつき私が自治大臣に時間がないから基本的にお尋ねして、盤石だ、遺憾はない、こういうことだったので、意気込みは壮だとにしても、現在の予算、取り組みでは万全じゃないと私は思う。だから自治当局者はこの際思い切った予算措置を

して警備態勢に万遺憾なからしめなければならぬ。

私のかつての経験として、佐世保の例のエンブレ事件などについてとにかく機動隊が各県警から加勢に来てもらった。お寺に住み、体育館の寒いところにがたがた震えながら、警察関係者は全くの握り飯で何日間も頑張ってくれた。今から三万人態勢をしくとすれば、恐らく現在の一万八千人態勢よりも悲問言われておる三万あるいはそれ以上の者が日本列島の各県警、道警から加勢しなければサミットもあるいはまた在位六十周年記念式典も吹っ飛んでしまう。そのときに手ぬるいんだと言つても始まらないのですよ。

警察は力いっぱいやってもらつておると私は思うわけですが、私はこの何日間、警察も大変だなど運転手と一緒に言つてゐる。夜遅く、どこにもおるわけですが、この人たちは一体いつ寝るのかね。もちろん交代で睡眠しておると思つたけれども、それは大変だよ。そういう人たちは最低の生活様式の中で頑張つてくれておるわけだよ。だから、これは、万遺憾なくやれますなんて大臣が言つたくらいで解決せぬよ。今直ちに人員が増強できるわけでもなからう。しかし予算があれば少なくとも機動的な警備態勢もしけるし、それなりの手当てをしてやれば警察官も頑張つてもらえると思つておるけれども、ただ、今までのような対応では警察官に過度の犠牲を払わせるだけで効果は上がらない。だから、警察当局あるいは自治省当局は、サミットなり在位六十周年をやるというならそれだけのことに値する警備態勢をしなければいけませんから、それについてはそれなりの予算措置を特別に講ずる必要がある。根本はそこだ。だから、その辺についてどう考えているか。警察が答えられぬだろうから、大臣がおれば大臣に答えさせるけれどもおらぬ。政務次官もおらぬ。どこへ行つた、政務次官。大体こういうときに来なければいけません。政務次官ぐらいいつたていいいかな。横着者だ。

これは委員長、こういうときにはやはり政務次

官が来ておかにいかぬですよ、大臣が来れぬというんだから、こっちは了解しておるんだけれども、これは後の問題として、時間がなければ今言つてもしょうがない。あなたが一番の最高権力者だろから、最高権力者がちよつと答えなさい、今の基本的な問題。それが答えられなければ、もういつか中断してこれはやめようぜ。

○花岡政府委員 今回の警備の問題につきましては、警察庁において適切な予算措置を講じられておるものと考えております。

○松田委員 ちよつと待つて下さいよ。そんな通り一遍の得手で鼻をこすつたようなことを話しては困るよ。警察当局は今の財政局長の言つたような答で満足できますか。十分なる配慮がされておると思つて言つてゐるのだよ。それも、あなた、今の予算範囲でやれるか、警察は万遺憾なき態勢がとれるか。大体こういうことについては大臣がおられなければ政務次官が来て答弁すべきじゃないの、委員長。一局長では答えられぬよ。一局長だから今のようない一通りのおさなりの後で問題にならぬような答弁しかできないんだ。しかし、その前に、今言つたような、財政局長のような話でできるの。何のために政務次官がおるか、横着者が。

○安達説明員 お答えいたします。

先生のお気持ちは私も本心に痛いほどよくわかつて、ありがたいわけてございまして。

御承知のとおり、サミット警備につきましては既に七十億三千万の予備費を認めていただいておりますし、活動経費その他につきましては先般御審議いただきました新年度の予算で、有効適切に活用して、とにかくこの警備の万全を図るといふことで私も意気に燃えておりますので、ひとつよろしく御支援のほどをお願いしたいと思つております。

○松田委員 今回の答弁は一応おいて、委員長、政務次官は委員長にはどういふことで——きょうは私

にも、大臣は初めから三十分しかない、だから所要の質問はやつてくれと言われたが、政務次官は大臣不在の場合に代行するための権限を付与されて出席するものじゃないですか、私は田舎者でわからぬけれども、何で政務次官は来ておらぬのですか。委員長に何か届けがありましたか。これは時間をちよつと差しとめてもらわなければいけません。政務次官はどうして来ないのですか。(田舎者じゃないよ、正論だ)と呼ぶ者あり。いや、おれが田舎者というんだ。この委員会をなめておるんじゃないの、軽蔑しておるんじゃないの。委員長、政務次官が出席しないという連絡が何かありましたか。大臣が三十分しかおれないということはお初めからはっきりしておるのに、委員長もしやんとしてもらわねえや困るよ。それならば政務次官が来ておらなさいということ、委員長はいわゆる最大の権力者だから、大臣といえどもあなたの言つたとおり従わなければいけませんよ、委員長が絶対だから。その委員長に断りもせぬで政務次官がどこへ行つたかわからぬよなときに委員会を開いて、何で今のような基本的な話ができませんか。これは問題である。だからこの残つた時間だけは保留させてもらつて、私は後で改めて政務次官に追及しますから、その点については一応おいて、後で理事会で検討してくださいよ。なめておるよ、この政務次官、横着者が。だからそこらについては保留しておきます。

次にお尋ねしたいのですけれども、今の浅草橋事件のその後の検事の起訴というものはどの程度になりましたか。これは法務省来ておるか。ちよつとあなたの方で、浅草橋事件についての検事の起訴……。

○木藤説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の過激派のゲリラ事件というのは法秩序に真つ向から挑戦する悪質、重大な事件でございまして、検察当局といたしましては、従来から厳正に対処する方針をもちまして臨んできておるところでございまして。

御質問の浅草橋の襲撃事件につきましては、警

察から合計で四十七名の事件送致を受けまして、これを全員勾留請求しております。ただ、そのうち一人は少年と判明いたしました、これは却下になりまして家裁に送致しておるといふことでございます。

そういうことで、検察当局といたしましては、今後ともこの種事件に対しまして厳正な態度をもちまして捜査処理及び公訴維持に努めまして、裁判所による非常に厳しい判断が得られるよう努力してまいりたい、かように考えております。

○松田委員 時間がありませんから、最後に。

過激派分子がはびこるそもその温床は何かと言ふと、検察庁当局のこれに対する処罰というか、これが非常になまぬるい。起訴はしてみたけれども無罪になったとか、あるいはまた、情状酌量してどうかとか、ほとんどそういう何かおどろきの判決というものがある。だから、これは裁判所が最終的にはやることで、検事のいわゆる起訴ないし検事要求についてはある程度のことをやっていただいておりますことは認めるけれども、こちら辺が国民の間に非常に不満感があるといふことをひとつ我々は考えなければいかぬ。

だから、ぜひ、今までより以上に関係者はびしびしやってみよう。取り締まり及び厳罰主義だ。二度とこういう横着者がはびこらぬようにするには、厳罰だ。厳罰という表現は適当じゃないけれども、厳正に、徹底した処罰をすることが今一番必要な、この問題の根絶である。

質疑時間が終了しましたという紙が来ましたが、まだ言いたいところですので、以上で終わります。ありがとうございました。

○福島委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出頭を求め、意見を聴取することとし、その日時及び人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○福島委員長 次に、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案について、交通安全対策特別委員会から連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、両委員長協議の上、公報をもってお知らせいたしますので、御了承願います。

次に、連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。

大蔵委員会において審査中の内閣提出、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、同委員会に対し連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、大蔵委員長と協議の上、公報をもってお知らせいたしますので、御了承願います。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三分散会

昭和六十一年四月九日印刷

昭和六十一年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E